

第三十九号議案

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和四十五年東京都条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「指定職の職務にある職員」を「指定職職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「改正後の旅費条例」という。）第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日

前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都公営企業の管理者の旅費に係る規定を改める必要がある。